

上用賀公園拡張事業審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上用賀公園拡張事業におけるDBO方式（公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化等を図る手法のうち、民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注するものをいう。）の導入にあたり、実施方針及び要求水準書の策定等の必要な事項の調査並びに審議を適正かつ公平に行うため、上用賀公園拡張事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果をスポーツ推進部長に報告する。

- (1) 上用賀公園拡張事業に係る実施方針及び要求水準書の策定に関すること。
- (2) 上用賀公園拡張事業に係る特定事業の評価及び選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が学識経験者等から委嘱する外部委員6名及び区職員から任命する委員1名をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から第2条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、これを公開しない。

6 委員会における資料及び会議録は、委員会が定める方法により公開する。

(委員の責務等)

第7条 委員は適正かつ公平に調査及び審議を行わなければならない。

2 委員は、上用賀公園拡張事業に関する入札及び提案については、参加することができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（区又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしては

ならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、スポーツ推進部拠点スポーツ施設整備担当課及びみどり33推進担当部公園整備利活用推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。